

国内募集型企画旅行条件書

※本書面は旅行業法第12条の4および第12条の5に基づく取引条件説明書面・契約書面です。

1. 募集型企画旅行契約

本旅行は、当社が企画・実施する募集型企画旅行であり、お客様は当社と旅行契約を締結します。当社は、旅行日程に従い旅行サービスの手配および旅程管理を行います。

2. 旅行のお申込みと契約成立

当社所定の申込書および申込金の提出によりお申込みいただきます。申込金は旅行代金等に充当します。申込金：20,000円未満5,000円、20,000～50,000円未満10,000円、50,000～100,000円未満20,000円、100,000円以上は旅行代金の20%以上。電話・メール等の予約は仮予約とし、3日以内に申込書と申込金が必要です。契約成立は当社の承諾と申込金受領時です。特別な配慮が必要な場合は申込時に申し出てください。

3. 申込条件

健康・年齢・技能等により参加困難と判断される場合、他のお客様への迷惑行為、反社会的勢力に該当する場合、暴力的 requirement・信用毀損等がある場合は申込をお断りします。
18歳未満は親権者同意が必要です。

4. 契約書面・最終旅行日程表の交付

契約成立後、旅行条件および旅行サービス内容を記載した契約書面を交付します。未確定項目がある場合は旅行開始前日までに確定書面を交付します。

5. 旅行代金の支払期限

旅行開始日の前日から遡って14日前までに旅行代金を支払っていただきます。14日以内の申込みは当社指定期日までに支払います。

6. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送・宿泊・食事・観光料金、諸税・サービス料、添乗員経費（添乗員同行コース）。お客様の都合で一部不参加の場合の返金はありません。

7. 旅行代金に含まれないもの

自宅から集合解散地までの交通費、個人的費用、超過手荷物料金、オプショナルツアーフィー、1名1室追加代金等。

8. 契約内容の変更

天災地変・運送機関の運行中止・官公署命令など当社の関与し得ない事由により、旅行の安全かつ円滑な実施のため契約内容を変更することがあります。

9. 旅行代金の変更

運賃・料金の大幅な変更、契約内容の変更に伴う必要費用の増減、利用人員による旅行代金差の発生等により旅行代金を変更することがあります。

10. お客様の交替

当社の承諾により契約上の地位を他の方へ譲渡できます。手数料 1,000 円+税、再発券費用等はお客様負担です。

11. お客様による契約解除・取消料

旅行開始前の解除は別紙「取消料規定」に従います。旅行開始後の離団・途中解除は未使用部分の返金はありません。当社の責によらず提供不可となった部分は該当旅行代金を返金します。

12. 当社による契約解除

申込条件不適合、迷惑行為、最少催行人員に達しない場合、旅行代金未払い等により当社は契約を解除できます。

13. 旅程管理（添乗員同行）

添乗員が全行程同行し、旅行サービス受領手続、安全かつ円滑な旅行のための案内・指示を行います。業務時間は原則 8 時～20 時です。

14. 当社の責任

当社の故意・過失により損害が生じた場合は賠償責任を負います。通知期限は損害発生日の翌日から 2 年以内です。手荷物損害は通知が 14 日以内の場合に限り 1 名 15 万円（1 個 10 万円限度）まで賠償します。

15. 特別補償

旅行中の急激・偶然・外来の事故による損害について、死亡 1,500 万円、入院 2～20 万円、通院 1～5 万円、携行品 15 万円（1 個 10 万円限度）を支払います。危険な運動、自由行動中で当社手配でない行為、お客様の故意・重大な過失等は対象外です。

16. 旅程保証（変更補償金）

契約内容に重要な変更が生じた場合、下表に基づき変更補償金を支払います。上限は旅行代金の 15%、1,000 円未満は対象外。不可抗力の場合は対象外。

変更内容	旅行開始前（%）	旅行開始後（%）
旅行開始日・終了日の変更	1.5	3
目的地・観光地の変更	1	2
宿泊機関の種類・名称の変更	1	2
部屋条件（景観・設備等）の変更	1	2
運送機関の種類・会社名の変更	1	2
重要事項（ツアータイトル記載）の変更	2.5	5

17. 個人情報の取扱い

当社は旅行手配・連絡・保険・安全管理等の目的で個人情報を利用し、運送・宿泊機関等へ必要範囲内で提供します。開示・訂正・削除等の請求は当社窓口で受け付けます。

18. その他

土産物店への案内は便宜によるもので、購入はお客様の責任です。交通事情等による帰着遅延に伴う追加費用はお客様負担です。旅行の再実施は行いません。手荷物の運送は運送機関が行います。

19. 旅行条件の基準日

本旅行条件書は2025年〇月〇日を基準とします。旅行代金算定基準日は各企画書・パンフレットに記載します。